

令和5年度  
事業計画書

～ みんなで 架けよう 幸福の橋 ～

社会福祉法人 島田市社会福祉協議会

# 令和5年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

## I 基本理念 「つなぎ つながり つながりあう」

新型コロナウイルス感染症が日本で初めて確認されて以来、およそ3年の間、感染症対策をした日常生活に変わりました。感染症対策では、「マスク着用」「消毒」「定期的な換気」「黙食」「ソーシャルディスタンス」「アクリル板の設置」「3密を避ける」などを実施してきました。感染症対策を実施する中で、マスク着用で表情がわかりにくく、また、人と人との直接の接触を避けることにより、いつしか人と人との関係が希薄になる傾向になりました。

島田市社協が推進してきた地域福祉事業をふりかえったとき、人と人、専門機関や行政などを含む団体と団体、そして、福祉課題を抱える人を「何とかしたい」「支えたい」「力になりたい」や地域福祉活動を「活性化したい」「みんなに知ってもらいたい」などという、思いと思いがつながり、原動力になっていました。島田市社協が、福祉課題を抱える人の支援や地域づくりをすべて担うことは難しく、地域住民をはじめ、専門機関や行政などへ地域福祉への理解を広め、協力者を増やし、つながりを作ることにより、地域福祉事業を推進してきました。改めて、島田市社協は「つながり」をキーワードに、各種事業を展開します。

福祉課題を抱える人の支援においては、島田市社協が実施する事業に加え、他の専門機関や行政などがつながることにより、適切な支援をすることができます。

地域福祉活動の推進による地域づくりでは、地域住民に加え、他分野の地域活動者や商工業者などがつながることで、みんなが暮らしやすい地域づくりを目指すこととなります。

日頃のつながりは、災害時には大きな力を発揮します。そのため、日頃は地域福祉活動を推進し、災害時には災害ボランティアセンターで力が発揮できるように備えます。

在宅介護サービスでは、職員間、利用者及び家族、事業所間、関係機関、そして、地域とのつながりを大切にし、利用者の自立支援、重症化防止をはじめ、利用者が安心して在宅生活を継続できるようなサービス提供に努めます。

令和3年度に策定した地域福祉活動計画や、福祉のまちづくりセンター構想でも、ネットワークづくり・構築からの当事者支援や地域づくりを目指しています。

令和5年度の島田市社協は、人と人、活動と活動、思いと思いをつなぎ、大切にして、地域福祉活動を推進してまいります。

## Ⅱ 重点項目

### (1) 福祉のまちづくりセンターの進化と認知度の向上

福祉のまちづくりセンターでは、「ボランティア」「福祉教育」「小地域福祉活動」「権利擁護」「生活困窮」「介護」等の相談を各班・事業所、地域包括支援センター等で受け、既存のサービスや活動を活用することや、地域の人・団体、専門機関や行政等と連携して課題解決に向けて取り組んでいます。

令和5年度は、社会福祉法人、商工業者、NPO法人、各種団体との「つながり」を強化し、福祉のまちづくりセンターが進化するように努めます。

また、福祉のまちづくりセンターをはじめ、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターなどの地域住民の認知度が向上することを目指し、SNSや紙媒体での情報発信や各種会議や訪問時に周知を図ることなどを行います。

### (2) 地域福祉活動・ボランティア活動の充実

島田市内では地区社協活動をはじめ、高齢者ふれあいサロン、居場所づくり、子ども食堂などの多くの地域福祉活動が実施されています。これらの地域福祉活動に職員が積極的に参加し、活動状況の把握、活動者との関係づくりをします。

そして、地域の福祉課題の解決に向けた協議から、アンケートや聞き取りなどの実態調査を実施して、新たな地域福祉活動の創出や現在の地域福祉活動の見直しを行います。

各地区の地域福祉活動が継続及び活性化につながるよう、新たな活動への参加の仕方についても模索し、地域の人・団体・専門機関との連携を図ります。

### (3) 社協らしい支援を目指して

島田市社協では、地域福祉活動を行う団体へ補助金を交付し、経済的な課題を抱える人へ資金貸付をするなどの支援をしてきました。

補助金交付や資金貸付を始めた当時と状況が変化中、従来にとらわれず、地域福祉活動団体や福祉課題を抱える人を支えることができる、社協らしい支援を目指して検討を進めます。

補助金交付では、奨励金や公募を含めて検討し、福祉課題を抱える人への支援は、島田市から受託している「生活困窮者自立相談支援事業」「成年後見支援センター」をはじめ、福祉のまちづくりセンターに寄せられた相談などから、支援のあり方を検討します。

### (4) 在宅介護サービス事業の検討

利用者の自立支援・重症化防止、利用者家族との連携強化、そして利用者の確保に向けた取組などを行い、安定した経営ができることを目指して在宅介護サービス事業を運営します。

一方では、利用者ニーズの変化に加え、介護職員を確保することが難しいことや高齢化、利用者も確保が難しいため、経営が安定しないことなど、在宅介護サービス事業を継続して提供するためには、課題が山積し、在宅介護サービス事業の将来像について、検討する時期となりました。

島田市内の在宅介護サービス事業の提供状況や利用者ニーズをはじめ、島田市社協の経営状況などから、今後の在宅介護サービス事業について総合的に検討を進めます。

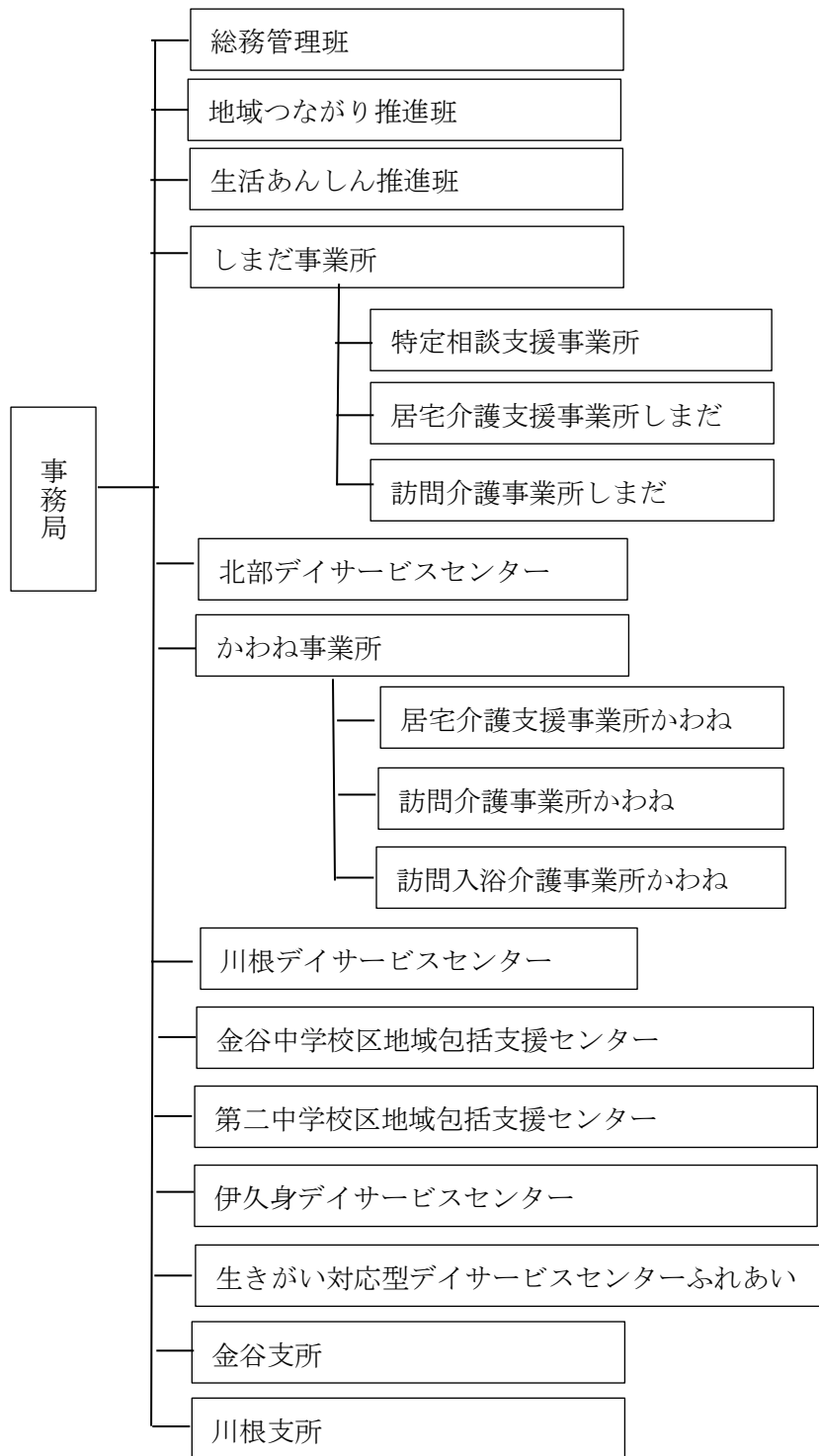
### (5) 職場環境の整備

令和2年4月から、業務の効率化や迅速な対応を目標として、事務局を小規模な班体制として、取り組んできました。目標のとおり実施できた部分と、小規模のため実施が難しい部分があり、職員がさらに活動しやすい体制になることを目指して6班を3班に統合して、新しい体制で、さまざまな事業に取り組みます。

また、地域福祉関係や介護関係の研修や事例検討を実施し、職員の育成を図ります。特に、職員自身が福祉のまちづくりセンターへの理解を高め、日常業務の中に、福祉のまちづくりセンター構想が定着することを目指します。

近年、ICT化を推進してきており、今後も継続して推進し、業務の更なる効率化や、働きやすい職場環境づくりを通して、島田市社協全体でDXを進めていきます。

# 令和5年度組織体制



### Ⅲ 事業計画

#### 1 法人運営関係

##### (1) 評議員会・理事会・監査の実施

会議名	時期（予定）	審議予定事項
評議員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算</li> <li>令和5年度島田市社会福祉協議会補正予算</li> <li>令和6年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 など</li> </ul>
理事会	年5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算</li> <li>令和5年度島田市社会福祉協議会補正予算</li> <li>令和6年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算</li> <li>重要事項の検討</li> <li>評議員会の招集 など</li> </ul>
監査	年2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算監査（令和4年度分）</li> <li>中間監査（令和5年度上半期）</li> </ul>

##### (2) 会員・会費制度の取り組み

市社協事業への理解と協力を得るため会員・会費制度の推進を図る。

区分	時期（予定）	取組内容
一般会費	6～8月	自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼（1口：300円）
賛助会費		篤志家、市役所職員、市社協職員等へ依頼（1口：1,000円）
団体会費		福祉団体、ボランティア団体、地区社協等へ依頼（1口：2,000円）
施設会費		福祉施設へ依頼（1口：5,000円）
特別会費		民間企業へ依頼（1口：3,000円）

##### (3) 自主財源の確保

区分	時期（予定）	取組内容
寄附金	年間	個人、団体、企業等からの寄附金を受付
寄附物品		個人、団体、企業等からの寄附物品を受付
駐車場貸出管理		横井向島線の高架下を駐車場として貸出
自動販売機管理		北部ふれあいセンター等4か所に自動販売機を設置

##### (4) 各種研修の実施

###### ①職員対象

区分	時期（予定）	取組内容
法人運営	随時	会計、経営、労務管理等に関する研修（参加）
まちづくりセンター		地域福祉、生活困窮、権利擁護等に関する研修（参加）
地域包括支援センター		包括支援センター職員としての研修、認知症等に関する研修（参加）
生きがいデイサービス		介護予防、自立支援、レクリエーション等に関する研修（参加）
介護関係		介護技術、介護予防、事業所運営等に関する研修（参加）

###### ②全体研修

区分	時期（予定）	取組内容
全体研修	10月	職員の資質向上のため、接遇に関する研修の実施

###### ③役員・評議員対象研修

区分	時期（予定）	取組内容
役員研修	年1回	「社会福祉協議会」「島田市の福祉」等についての研修

(5) 各種会議・委員会等の開催

区分	時期 (予定)	取組内容
正副会長会議	年 4 回	重要事項の検討。
運営会議	随時	業務に関する報告や検討。
市長面談	年 4 回	定期的に面談し、島田市との連携強化を図る。
苦情解決第三者委員会	10 月、3 月	第三者委員への苦情の報告からサービス向上への検討

(6) 社会福祉充実計画の実施

社会福祉充実残額を算出し、平成 29 年度に作成した社会福祉充実計画に基づき事業を実施する。

(7) 介護職員不足への対応

区分	時期 (予定)	取組内容
介護職員初任者研修	8～10 月	研修の実施及び就労支援

(8) 社会福祉関係功労者の表彰

社会福祉関係で功労のあった人や団体を、表彰規程に基づき、社会福祉大会で表彰する。

(9) 業務のデジタル化（業務改善）に向けた取組

市社協の事務作業における効率化や業務改善を図るため、デジタル化について研究し、必要に応じて導入する。

(10) 関係団体との連携

市社協事業を推進するうえで特に重要な下記の団体の各種会議へ出席する等、連携強化を図る。

- ①島田市民生委員児童委員協議会                      ②島田市自治会連合会

(11) 団体事務

①島田市共同募金委員会

区分	内容
島田市共同募金委員会運営委員会の開催	年数回開催
共同募金運動の推進	赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動の実施
助成申請の支援	施設・団体が助成申請するうえでの支援

②島田市静霊奉賛会

区分	内容
慰霊行事の支援	年 3 回、慰霊祭の実施
静霊神社の維持管理	今後の管理を大井神社及び遺族会と検討

## 2 福祉のまちづくりセンター事業

福祉のまちづくりセンター構想を実現するための各種事業を実施する。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
委員会	①地域福祉活動推進委員会	委嘱された委員	年1回	地域福祉活動計画の進捗管理及び地域福祉活動に関する意見交換のため開催する。
相談	①相談支援	市民一般	年間随時	市民や各種団体等からの相談を受け付け、支援につなげる。また、島田市社協内で事例検討を行い、職員のスキルアップも目指す。
連携強化	①社会福祉法人連携	社会福祉法人	年間随時	社会福祉法人のネットワーク構築をはじめ、車いすステーションの運営、合同研修会の実施などを行う。
	②企業連携	企業	年間随時	企業として地域貢献活動に取り組むことができることを目指し、座談会の開催や活動事例集の作成などに取り組む。
研究開発	①子ども・子育て家庭応援プロジェクト	子ども・子育て家庭	年間随時	子ども及び子育て家庭を支援する団体等が定期的に情報交換や意見交換をし、こども食堂や子育て支援事業の周知などを行う。
	②コミュニティデザインラボ	市民一般	年間随時	地域づくり関係者やデザイン関係者と連携し、地域福祉のデザインや市民への周知方法等を研究する。

### 3 広報育成事業

市民への福祉啓発、福祉教育の実施、ボランティア活動の推進を図る。

区分及び事業名	対象	時期（予定）	説明
①広報啓発	市民一般	年間随時	「広報紙発行（年4回）」「ホームページの公開」「SNSによる情報発信」「福祉教育等の動画配信」を通じて、福祉情報等の発信をする。また、各地区イベントへの参加をし、直接、福祉を伝える機会を作る。
②ボランティア活動推進事業	市民一般	年間随時	「ボランティア相談」「ボランティア保険の取扱」「ボランティア活動の手引き作成」「ボランティア活動室の貸出」「収集活動」「駄菓子屋さん de ボランティア」を実施し、ボランティア活動の推進を図る。
③福祉教育推進事業	市民一般	年間随時	学校や企業等からの相談に応じ、福祉教育等のプログラム作成支援から、福祉出前講座の実施や手引きの作成を行う。夏休み期間には、体験学習や福祉のつどいを開催する。
④災害ボランティアセンター	市民一般	年間随時	「災害ボランティアセンター訓練」「災害ボランティアコーディネータースキルアップ講座」「災害ボランティア連絡会」を開催し、人材育成やネットワーク構築をし、大規模災害時に備える。
⑤ふれあい交流会	市民一般	10月14日（土）	各種福祉関係団体の参加（協力）のもと、福祉体験等を通じて、市民の福祉への関心を高める。
⑥島田市社会福祉大会	市民一般	11月14日（火）	社会福祉功労者の表彰や市内活動者とのシンポジウムを実施する。
⑦福祉定期セミナー	市民一般	年3回	身近な福祉問題について学ぶ機会として、定期セミナーを開催する。



#### 4 地域福祉活動推進業

小地域福祉活動の推進や各種団体への活動支援をする。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
小地域福祉活動推進	①地域福祉団体「つながりづくり連絡会」	実施団体	年7回	地区社協をはじめ、居場所、サロン、ボランティア団体などを対象に連絡会を開催し、ネットワーク強化を図る。
	②地域福祉つながり推進事業 ～しまつなカフェ～	市民一般	年間随時	ボランティア活動者、当事者が集う機会をつくり、新たな地域づくりの仕組みづくりを目指す。
	③子育て家庭支援	子ども・子育て家庭	年間随時	子育て家庭を支援するため、事業所が行う家事支援等の利用料の一部を補助や、ワークショップを行う。
	④活動備品の貸出	市民一般	年間随時	地域活動や在宅支援のため、車いすやレクリエーション用具等を貸出する。
地域福祉活動団体支援	①地区社協補助金	地区社協	7月	地区社協の運営や活動のため、補助金を交付する。
	②福祉団体等補助金	福祉団体等	7月	福祉団体等の活動支援のため、補助金を交付する。
	③ボランティア活動推進補助金	ボランティア団体	7月	ボランティア団体の活動支援のため、補助金を交付する。
	④地域ふれあい活動等補助金	実施団体	7月	「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」の活動へ補助金を交付する。
	⑤居場所づくり事業補助金	実施団体	年間随時	居場所づくり事業を行う団体への活動支援のため、補助金を交付する。
	⑥ボランティア・地域福祉活動団体資機材購入費助成	実施団体	7月～12月	各種福祉団体が活動に必要な資機材を購入する際に一部を助成する。 ※令和5年度で終了。

## 5 生活支援事業

経済的な課題を抱える家庭の相談に応じ、必要に応じた支援をする。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
資金貸付	①小口資金貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯10万円上限、要連帯保証人）
	②生活援護費貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯3万円上限）
	③高額療養費貸付	市民一般	年間随時	医療費が高額となり経済的な支援が必要な世帯へ保険適用分に該当する資金を貸付ける。
	④生活福祉資金貸付 ※静岡県社協から受託	市民一般	年間随時	総合支援資金等、県社協の資金貸付窓口業務及び償還に関する業務を行う。
生活支援	①就労応援	市民一般	年間随時	就職活動費用の支出が困難な人へ履歴書作成費や交通費等を支援する。
	②ライフライン復旧支援	市民一般	年間随時	電気・ガス・水道が停止などしている世帯へ代金を本人に代わり支払いをする。
	③緊急食糧支給 （商品券）	市民一般	年間随時	低所得世帯へ緊急的な支援が必要でフードバンクでは対応できない場合に支給する。
	④歳末たすけあい運動	市民一般	12月	歳末たすけあい募金を活用し、経済的に困窮する世帯等を支援する。

## 6 権利擁護推進事業

権利擁護関係の相談に応じることや、市社協が法人としての支援を実施する。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
成年後見推進	①権利擁護相談	市民一般	月1回	リーガルポータル静岡支部の協力のもと司法書士による成年後見制度等の相談を実施する。
	②法人後見	家庭裁判所から 審判された人	年間随時	家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見業務を行う。

## 7 在宅福祉サービスの提供

### (1) 介護保険事業

高齢者の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護支援	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ケアマネジャーによる相談及びサービス計画の作成をする。
②訪問介護 (総合事業訪問介護)	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助のサービス提供をする。
③訪問入浴 (介護予防訪問入浴)	かわね	要介護・要支援認定者	入浴車で各家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。
④地域密着型通所介護※	北部	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑤通所介護 (総合事業通所介護) ※	かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑥指定介護予防支援	第二・金谷包括	要支援認定者・総合事業対象者	地域包括支援センター職員による相談及びサービス計画の作成をする。

※「北部デイサービスセンター」及び「川根デイサービスセンター」は島田市からの指定管理事業

### (2) 障害福祉サービス事業

障がいのある人の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護	しまだ かわね	障がいのある人	ホームヘルパーによる身体介護、家事援助のサービス提供をする。
②重度訪問介護	しまだ かわね	障がいのある人	重度の肢体不自由等、常に介護を必要とする人にサービスを提供する。
③同行援護	しまだ	視覚障がいのある人	視覚障がいのある人の外出時にガイドヘルプなど必要なサービスを提供する。
④特定相談支援	しまだ	障がいのある人	障がいのある人が適切なサービス利用ができるようにサービス計画を作成する。

### (3) 独自事業

市社協として独自にサービスを展開し、高齢者の生活を支援する。

事業名	事業所	対象者	説明
①介護保険対象外生活支援サービス	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	通院時の付き添いなどのサービスを提供する。

(4) 数値目標・取組内容

安定した経営を目指すため、各事業で数値目標を設定し取り組む。

しまだ事業所

事業名	数値目標 (1ヶ月の件数・回数)	利用者確保に向けた取組	利用者の自立支援等、安心して在宅生活を続けるための取組
①居宅介護支援	介護 115 件 総合・予防 15 件	事業所所在地以外の地域包括支援センターが主催する連絡会等に参加し、関係性を今以上に築き、依頼をしてもらえるようにする。	他の居宅介護支援事業所と、サービス提供事業所の選定基準や地域性の共有等の情報交換会や研修会を実施する。
②訪問介護・居宅介護・同行援護等	訪問介護 495 回 総合事業 75 回 居宅介護 165 回 同行援護 35 回 移動支援 18 回	ヘルパー一人一人の気づきを職員間で共有し、課題意識を持ち、安心してもらえるよう、寄り添ったケアを心がける。	多職種との連携や情報共有を大切にし、支援チームの一員としての自覚を持つ。利用者の状態を把握し、利用者にあった自立支援を行う。
③地域密着型通所介護	通所介護 305 回 総合事業 20 回 (1日平均 12.5 人)	居宅支援事業所との連携を強化し、相談しやすい事業所を目指す。また、地域活動へ参加し、顔の見える関係をつくり、事業所を知ってもらう取り組みを進める。	レクリエーション活動から筋力の向上、認知症状の進行防止につながるよう内容の充実を図る。また、利用者の持っている力を活かした介助を行う。
④特定相談支援	20 件	各事業所との連携を密にし、良い関係を作る。	一人一人の利用者のこと知り、地域を取り巻くエコマップ作りを行う。また、福祉サービス以外の支援者を含めたチーム作りを行う。

かわね事業所

事業名	数値目標 (1ヶ月の件数・回数)	利用者確保に向けた取組	利用者の自立支援等、安心して在宅生活を続けるための取組
①居宅介護支援	介護 90 件 総合・予防 11 件	居場所やしまトレ等の地域活動に参加して、職員の顔を覚えてもらう。また、民生委員とのつながりを強化する。	地域活動の情報収集をして、利用者の意向に沿えるサービス提供を心掛ける。
②訪問介護・居宅介護等	訪問介護 210 回 総合事業 10 回 居宅介護 10 回 移動支援 4 回	計画に沿って、安全で確実なサービスを提供する。また、ヘルパー間で情報を共有し、誰もが同じサービスを提供できるようにする。	利用者や家族の生活での困りごとを受け止め、状況に応じて関係機関につなぎ、解決を図る。
③訪問入浴・身体障害者訪問入浴	訪問入浴 35 回 身障入浴 8 回	ケアマネとの関係を築き、大切にする。	家族とのコミュニケーションを大切にする。異常があった時は、ケアマネに報告する。他のサービスとの連携を図ることで在宅生活の継続を支援する。
④通所介護	通所介護 690 回 総合事業 10 回 (1日平均 27 人)	新規利用者を可能な限り受け入れをする。デイサービスの活動を SNS 等で積極的に情報発信する。	LIFE を活用し、利用者の状態に合わせた自立支援を目指す。また、利用者や家族とのコミュニケーションを図り、希望に沿ったサービス提供に努める。

## 8 委託事業の実施

### (1) 島田市からの委託事業

島田市から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①地域包括支援センター	高齢者	年間実施	「第二中学校」「金谷中学校」区で実施。高齢者の総合相談窓口としての対応をはじめ「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「小地域ケア会議」「介護予防普及啓発」等を実施する。
②重度障害者等移動支援車両貸出事業	障がいのある人等	年間実施	車いす等で生活のため、公共交通機関の利用が困難な人へ福祉車両を貸出する。
③家族介護者交流事業	介護者	年間実施	在宅で高齢者を介護する人へ交流や学習、リフレッシュの機会をつくる。
④生活支援コーディネーター活動事業	市民一般	年間実施	高齢者の生活を支えるためのサービス開発をはじめ担い手の育成、市民理解を促進する講演会の開催、地域での話し合いの機会をつくり、支えあいの輪を広げる。
⑤生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業	生活困窮者	年間実施	個々の状況にあわせた相談対応をし、就労や社会参加に向けて支援をする。また、家計改善支援事業では、家計を含めた相談支援を実施する。
⑥成年後見支援センター運営事業	市民一般	年間実施	相談支援や広報啓発などを行い、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護支援を必要とする人が適切な支援につながるための地域連携の仕組みづくりを進めるための会議体を運営する。
⑦移動支援事業	障がいのある人	年間実施	屋外への外出が困難な障がいのある人へ、外出支援をする。
⑧障害者訪問入浴サービス事業	障がいのある人	年間実施	障がいのある人で在宅での入浴が困難な世帯へ訪問入浴サービスを提供する。
⑨生きがい活動支援通所事業	介護保険の認定を受けていない高齢者	金谷 月～金曜日 伊久身 月・水・金	レクリエーションや体操等を通じて介護予防を図るサービスを提供する。

### (2) 静岡県社会福祉協議会からの委託事業

静岡県社会福祉協議会から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人で判断能力が不十分な人	年間実施	個々の支援計画に基づき、福祉サービス利用援助を基本とした支援をする。